

事前評価書

<p>1 事業名 海域浄化対策事業</p>	<p>地区名・路線名等 衣浦湾北部海岸</p>
<p>2 事業概要</p> <p>(1) 位置 刈谷市、高浜市</p> <p>(2) 規模・内容 汚泥浚渫 $V=39000\text{m}^3$</p> <p>(3) 事業期間 平成19年度～平成21年度</p> <p>(4) 事業費 240百万円</p>	
<p>3 必要性</p> <p>衣浦湾は三河湾内の西奥部に位置し、上流は境川、逢妻川、五ヶ村川が合流し、重要港湾衣浦港の臨海工業用地に挟まれた水域である。背後地域から生活排水や産業排水などの汚濁負荷が過剰に加わることにより、海水の富栄養化が頻発し、海底に堆積した有機汚泥（ヘドロ）は、富栄養化をさらに促進させるなど湾内の水域環境に悪影響を与えている。特に衣浦湾北部海岸では、有機汚泥が多く堆積しており、悪臭を発生して住民生活にも影響を与えている。また愛知県が策定した「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の係る総量削減計画」には三河湾の底質汚泥の浚渫が盛り込まれている。このようなことから、堆積した有機汚泥を除去することにより、当該地区の水域環境の改善を図るとともに、悪臭等の公害防止を図るものであり、三河湾の水域環境の改善に寄与するものである。</p>	
<p>4 事業効果</p> <p>(1) 評価期間 事業完了後1年</p> <p>(2) 基準年度 平成18年</p> <p>(3) 基準年における総費用（C） 2.2億円</p> <p>(4) 基準年における総便益（B） 3.7億円</p> <p>(5) 便益の内訳 事業実施による環境改善期待額</p> <p>(6) 費用対効果（B/C） 1.7</p> <p>(7) その他 特になし</p>	
<p>5 事業をめぐる社会情勢</p> <p>水質総量規制は昭和53年より、これまで5次にわたり有機汚濁の指標であるCOD（化学的酸素要求量）について対策を実施し、第5次からは、富栄養化の原因物質である窒素及びりんについても合わせて対策を実施してきた。しかし、伊勢湾におけるCOD等の環境基準の達成率は低く、赤潮や貧酸素水塊の発生など富栄養化に伴う現象が引き続き発生しており、さらに水環境改善を進める必要がある。このため、平成18年に国から示された総量削減基本方針に基づき、総量削減計画の策定及び総量規制基準の設定を行っている。</p>	
<p>6 その他特記事項</p> <p>特になし</p>	